

延岡市要望

1 ① 令和3年度分と同様、中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和4年度課税分に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を設けるとともに、それに伴う地方自治体の損失を国が補填すること。

1. 令和2年4月の地方税法の改正により設けられました、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置については、前例のない措置として、令和3年度分限りの措置として講じられています。

(総務省自治税務局固定資産税課)